

舞子高校前回転地用地活用事業

回答票

No.	頁	項目	質問内容	回答内容
1	9・12	権利の譲渡等の制限	建物建築後にリース会社等の投資家へ建物を売却すると同時にテナントへ転貸し、土地は借地権を残したままでリース会社等の投資家へ転貸する方式をとる場合、土地の転貸並びに、建物所有が変わることで公募内容に抵触しないでしょうか。	公募要領 12P『権利の譲渡等の制限』のとおりです。
2	10	土地利用条件②	みなと銀行側の乗り入れの復旧は、貸主負担でしょうか。	乗り入れの復旧および中央分離帯の復旧については、神戸市交通局の施工・負担により撤去します。
3	10	土地利用条件⑨	上限 1,000 万円÷5 年分は地代から相殺となるのか、別途お支払い頂けるのか、どちらでしょうか。	公募要領 10P⑨に記載のとおりです。
4	12	契約条件	敷地内に地中埋設物、土壌汚染を発見した場合の除去に関する費用は借主負担でしょうか。 また借主の事業計画に重大な影響を及ぼす物が出てきた場合、事業遂行に困難を来す事情に陥ったときに契約を解除することは可能でしょうか。 また、その際のペナルティの有無についてご教示願います。	公募要領 12P(契約不適合責任)に記載のとおりです。
5	11	土地利用条件⑩	敷地の奥側にある、新多聞センター街の看板がついている建物は残るのでしょうか。また新多聞センター街との動線は考慮したほうが良いでしょうか。	新多聞センター街の看板がついた建物は、本公募の対象外です。 また、新多聞センター街との動線については公募要領 11P⑩に記載のとおりです。
6	12	契約条件	事業者決定後、覚書の締結までの間に何らかの事情により辞退する場合のペナルティの有無についてご教示願います。	罰則等の規定はありませんが、辞退理由については別途書面にて提出頂きます。
7	6	土地利用条件②	施設・設備撤去区分図の交通局負担撤去について撤去の範囲はどこまででしょうか。 (例：信号柱は地中の基礎、配線も撤去でしょうか。) 撤去物の図面はありますか。	施設・設備撤去区分図に示す敷地内の施設等については、基礎・配線等を含め全て撤去を行ってください。 撤去物の図面はありません。
8	6	土地利用条件②	交差点の廃止（歩道復旧）、中央分離帯の復旧とありますが、当該工事は神戸市で対応いただけるのでしょうか。	No. 2 の回答のとおりです。
9	6	土地利用条件②	神戸市が撤去費用を負担いただける分に関して、工事業者へ直接支払われますか？借主に支払われますか？	当局と契約関係となる借受人へお支払いします。